

MVNO様向け卸携帯電話サービス概要のご説明資料

平成29年9月4日
株式会社NTTドコモ

本書に記載の会社名・製品名・ロゴは各社の商標または登録商標です

本資料は、当社携帯電話回線を利用したMVNOとして電気通信サービスの提供をご検討されている電気通信事業者様等(以下、「MVNO様」という)向けに、卸携帯電話サービス契約約款(以下、「卸約款」という)にて公表しておりますMVNO様向け卸携帯電話サービス(卸FOMAサービス及び卸Xiサービス)の標準プラン(以下、「標準プラン」という)の概要をご説明するものです。

なお、本資料は概要をご説明するものとなりますので、卸携帯電話サービスのお申込みに当たっては、卸約款の記載事項もご確認のうえ、事前調査申込書を当社に提出願います。事前調査申込書のご記入に際しては、本資料最終頁に記載の当社MVNOに関する代表窓口まで事前にご相談いただくことをおすすめします。

<目次>

- ①卸FOMAサービスについて . . . P3~P13
- ②卸Xiサービスについて . . . P14~P24
- ③卸携帯電話サービスの提供開始に向けた手続きについて . . . P25~P40

Xi…クロッシィとはドコモの次世代通信(LTE方式)サービスの名称です

①卸FOMAサービスについて

■ 当社が提供する卸FOMAサービスの概要は、以下の通りとなります。

<卸FOMAサービス概要> (第1種卸FOMAサービス・第2種卸FOMAサービス・第3種卸FOMAサービス共通)

項目	説明	備考
契約形態	卸電気通信役務	—
種別 *	① 第1種卸FOMAサービス(データプラン型) ② 第2種卸FOMAサービス(帯域幅課金型) ③ 第3種卸FOMAサービス(総合利用プラン型 又はユビキタスプラン型)	① MVNO様のご契約者回線単位でのご提供 ② 当社とMVNO様の接続点における通信帯域単位でのご提供 ③ MVNO様のご契約者回線単位でのご提供
提供エリア	当社のFOMAサービス契約約款(以下、「FOMAサービス約款」という)に定めるFOMAのサービスエリア	その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、卸FOMAサービスを利用することができない場合があります。
FOMAカード (USIMカード)	MVNO様は、利用者へ転貸与するために当社から卸携帯電話契約者へ貸与するFOMAカードの貸与に係る請求を行うことができます。	電気通信設備の一部であるFOMAカードはMNOである当社が管理責任を負っているため、MVNO様への貸与条件を規定しております。MVNO様は自己のユーザに本規定と同様の条件を課していただく必要があります。また、MVNO様から当社へのFOMAカードの貸与に係る請求にあたっては個別契約を要します。
通信速度	当社一般ユーザと同等の通信速度	FOMAハイスピード(受信時最大14Mb/s、送信時最大5.7Mb/s)についても利用可能
利用端末	MVNO様が自己調達	MVNO様が調達した端末について、当社のネットワークに影響を与えないか等を確認する試験(IOT試験)を要望する場合があります。IOT試験を実施しない場合は、その端末が法令で定める技術基準を満たしていることを確認するための書類を提示・提出していただきます。詳細は、当社相互接続ガイドブック内の「第2章 IV 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合」をご覧ください。 (http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/guide/)

* 契約種別の変更は不可となります。

■ 当社が提供する卸FOMAサービスの各種別(第1種、第2種、第3種)の概要は、以下の通りとなります。

<第1種卸FOMAサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン	卸FOMAデータプランSS、S、M、L、LL	提供する通信種類は、「パケット通信モード」「64Kb/sデジタル通信モード」「ショートメッセージ通信モード」となります。
接続環境	当社の専用回線等接続サービス契約約款に定める「ビジネスmoperaアクセスプレミアム FOMAタイプ」推奨	接続プロトコルはご用意いただいた接続環境に応じます。パケット通信はご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

<第2種卸FOMAサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン	卸FOMA特定接続プラン	提供する通信種類は、「パケット通信モード」となります。
接続環境	接続条件については、当社接続約款における技術的条件集別表9 パケットデータ直収(IMT-2000)ユーザインタフェース仕様と同等	接続プロトコルは「GTP接続(レイヤー2)」となります。ご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

・本資料に記載なき提供条件については、当社HPの「相互接続情報」の技術的条件集や相互接続ガイドブックにて公開しています。
(<http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/>)

<第3種卸FOMAサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン *	卸FOMA総合利用プラン(卸タイプSS、S、M、L、LL)	提供する通信種類は、「通話モード」「パケット通信モード」「64Kb/sデジタル通信モード」「ショートメッセージ通信モード」となります。
	卸FOMAユビキタスプラン	提供する通信種類は、「パケット通信モード」「ショートメッセージ通信モード」となります。
接続環境	当社の専用回線等接続サービス契約約款に定める「ビジネスmoperaアクセスプレミアム FOMAタイプ」推奨、又は第2種卸FOMAサービスにおける接続環境	接続プロトコルはご用意いただいた接続環境に応じます。パケット通信はご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

* 第3種卸FOMAサービスにおける、卸FOMA総合利用プランと卸FOMAユビキタスプラン間のプラン変更は不可となります。

- MVNO様が第1種卸FOMAサービスを利用する際に選択いただく標準プランは、以下の卸FOMAデータプランとなります。
- MVNO様への卸FOMAデータプラン提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名 (バリュープラン相当)	割引前基本使用料(月額)	ポケット控除可能額 (無料ポケット数 *1*2)	割引前ポケット通信料
卸FOMAデータプランSS	1,100円	—	0.1円/ポケット
卸FOMAデータプランS	2,200円	5,000円 (10万ポケット相当)	0.05円/ポケット
卸FOMAデータプランM	4,500円	9,000円 (45万ポケット相当)	0.02円/ポケット
卸FOMAデータプランL	6,700円	18,000円 (120万ポケット相当)	0.015円/ポケット
卸FOMAデータプランLL	13,200円	30,000円 (250万ポケット相当)	0.012円/ポケット

*1 無料ポケット数は割引前のポケット通信料で計算した場合となります。 *2 無料ポケット数は国内でのポケット利用の場合のみ適用となります。

※ 64Kデジタル通信(国内)は30円/30秒、ショートメッセージ通信(国内)は3円/通となります。

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1*2	割引率		
	一般契約(契約期間条件なし)	定期利用契約(3年契約) *3*4	
基本使用料	▲25%	最低契約数1,001回線	最低契約数8,001回線
		パケット通信料(国内)	▲35%

*1 64kb/sデータ通信料(国内・国際(WORLD CALL))、ショートメッセージ通信料(国内)についてもパケット通信料(国内)と同じ割引率の割引対象とします。

*2 国際ローミング(WORLD WING)通話・通信料、国際ショートメッセージ通信料等の記載のない項目は上記の割引適用なし(当社のFOMAサービス約款に規定する料金額と同額)とします。

*3 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第1種卸FOMAサービスの全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等)による第1種卸FOMA契約そのものの廃止等の2パターンで解約金の設定があります。詳細は【参考2】参照。

*4 お申し出により、最低契約数1,001回線から8,001回線への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。(最低契約数8,001回線から1,001回線への変更は不可となります。)

■ MVNO様が第2種卸FOMAサービスを利用する際にご負担いただく月額利用料は、以下の通りとなります。

<月額利用料>

項目		単位	料金	内容
基本使用料 *1	卸FOMA特定接続プラン *5	1契約者回線毎	97円	回線卸FOMAの基本使用料
付加機能使用料 *1	課金情報機能	1契約者回線毎	13円	パケット通信料の情報を提供する機能
定額通信料 *1*2*3	GTP接続 *5	10Mb/sのもの	674,818円	当社ネットワーク接続機能の利用料
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	67,481円	
網改造料 *4	FOMAGTP接続利用機能	1契約毎	別に算出する実費	当社ネットワーク接続に係る装置機能の利用料
	直収パケット接続装置機能	接続装置毎	別に算出する実費	

- *1 料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。
- *2 *1に加えて、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。
- *3 月次の支払いについては、*1の料金額の変更を行うまでの間は、上記の料金をお支払いいただきます。ただし、当社が別に定める支払規約に基づき、当社が定額通信料の一部の支払いを猶予すること(以下、「支払猶予制度」という)により、上記以外の料金をお支払いいただくことができます。詳細は[参考8]参照。
- *4 算出方法については当社接続約款における網改造料算出方法と同様の算出式により算出します。
- *5 FOMAGTP接続利用機能及び直収パケット接続装置機能と組み合わせて適用します。
- ※ *1~3は、当社接続約款料金表に定めるFOMA直収パケット接続機能に係る網使用料と同様の取扱いです。

- MVNO様が第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)を利用する際に選択いただく標準プランは、以下の卸FOMAタイププランとなります。
- MVNO様への卸FOMA総合利用プラン提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名 (バリュープラン相当)	割引前基本使用料(月額)	無料通信分	割引前30秒あたりの通話料 【】内はテレビ電話等のデジタル通信料
卸FOMAタイプSS	1,864円	1,000円	20円 【36円】
卸FOMAタイプS	3,000円	2,000円	18円 【32円】
卸FOMAタイプM	5,000円	4,000円	14円 【25円】
卸FOMAタイプL	8,000円	6,000円	10円 【18円】
卸FOMAタイプLL	13,000円	11,000円	7.5円 【14円】

※ パケット通信料は0.2円/パケットとなります。

※ ショートメッセージ通信(国内)は3円/通となります。

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1*2	割引率		
	一般契約(契約期間条件なし)	定期利用契約(3年契約) *3*4	
基本使用料	▲35%	最低契約数1,001回線	最低契約数2,001回線
通信料	▲10%	▲15%	▲30%

- *1 64kb/sデータ通信料(国内・国際(WORLD CALL))、ショートメッセージ通信料(国内)についてもパケット通信料(国内)と同じ割引率の割引対象とします。
- *2 国際ローミング(WORLD WING)通話・通信料、国際ショートメッセージ通信料等の記載のない項目は上記の割引適用なし(当社のFOMAサービス約款に規定する料金額と同額)とします。
- *3 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸FOMA契約(卸FOMA総合利用プラン)そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。詳細は[参考3]参照。
- *4 お申し出により、最低契約数1,001回線から2,001回線への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。(最低契約数2,001回線から1,001回線への変更は不可となります。)

- MVNO様が第3種卸FOMAサービス(卸FOMAユビキタスプラン)を利用する際に選択いただく標準プランは、以下の通りとなります。
- MVNO様への卸FOMAユビキタスプラン提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名	割引前基本使用料 (月額)	パケット通信料		ショートメッセージ 通信料(国内)
		国内	国際ローミング (WORLD WING)	
卸FOMAユビキタスプラン	510円	0.12円/パケット	0.2円/パケット	2.1円/通

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1	割引額		
基本使用料	定期利用契約／最低契約回線数 *2*3		
	3年／1,001回線	5年／1,001回線	5年／10,001回線
	▲200円 (割引適用後 310円)	▲300円 (割引適用後 210円)	▲330円 (割引適用後 180円)

*1 割引対象項目は基本使用料のみとなります(パケット通信料、ショートメッセージ通信料につきましては割引適用なしとします)。

*2 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第3種卸FOMAサービス(卸FOMAユビキタスプラン)の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸FOMA契約(卸FOMAユビキタスプラン)そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。詳細は[参考4]参照。

*3 お申し出により、最低契約数1,001回線から10,001回線への変更又は定期利用期間3年から5年への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。
(最低契約数10,001回線から1,001回線への変更又は定期利用期間5年から3年への変更は不可となります。)

■ MVNO様が卸FOMAサービスを利用する際にご負担いただく主な各種費用は、以下の通りとなります。
 ※ その他、MVNO様の利用(接続)形態によっては本資料に記載のない費用が発生する場合がございます。

<各種手続き費用一覧>

手続き種別	事務手数料(1回線・1回あたり)
新規開通	2,000円
名義変更(事業譲渡の場合等)	2,000円
MNP解約(*)	2,000円
その他手数料・工事費 立会費・接続試験費等	別に算定する実費

* 第1種卸FOMAサービス及び第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)のみ

<ユニバーサルサービス料>

項目	金額
ユニバーサルサービス料	当社のFOMAサービス 契約約款に準じる

<USIMカードの貸与に係る費用>

項目	金額(1枚あたり)
USIMカードの貸与に係る費用	394円

②卸Xiサービスについて

Xi・・・クロッシィとはドコモの次世代通信(LTE方式)サービスの名称です

■ 当社が提供する卸Xiサービスの概要は、以下の通りとなります。

<卸Xiサービス概要> (第1種卸Xiサービス・第2種卸Xiサービス共通・第3種卸Xiサービス共通)

項目	説明	備考
契約形態	卸電気通信役務	—
種別 *	① 第1種卸Xiサービス(データプラン型) ② 第2種卸Xiサービス(帯域幅課金型) ③ 第3種卸Xiサービス(卸タイプXi型又はユビキタスプラン型)	① MVNO様のご契約者回線単位でのご提供 ② 当社とMVNO様の接続点における通信帯域単位でのご提供 ③ MVNO様のご契約者回線単位でのご提供
提供エリア	当社のXiサービス契約約款(以下、「Xiサービス約款」という)に定めるXiのサービスエリア	その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、卸Xiサービスを利用することができない場合があります。
ドコモUIMカード (USIMカード)	MVNO様は、利用者へ転貸与するために当社から卸携帯電話契約者へ貸与するドコモUIMカードの貸与に係る請求を行うことができます。	電気通信設備の一部であるドコモUIMカードはMNOである当社が管理責任を負っているため、MVNO様への貸与条件を規定しております。MVNO様は自己のユーザに本規定と同様の条件を課していただく必要があります。MVNO様から当社へのドコモUIMカードの貸与に係る請求にあたっては個別契約を要します。
通信速度	当社一般ユーザと同等の通信速度	受信時最大788Mb/s、送信時最大50Mb/s ※通信エリアによって、通信速度が異なる場合があります。
利用端末	MVNO様が自己調達	MVNO様が調達した端末について、当社のネットワークに影響を与えないか等を確認する試験(IOT試験)を要望する場合があります。IOT試験を実施しない場合は、その端末が法令で定める技術基準を満たしていることを確認するための書類を提示・提出していただきます。詳細は、当社相互接続ガイドブック内の「第2章 IV 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合」をご覧ください。 (http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/guide/)

* 契約種別の変更は不可となります。

■ 当社が提供する卸Xiサービスの各種別(第1種、第2種、第3種)の概要は、以下の通りとなります。

<第1種卸Xiサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン	卸XiデータプランSS、S、M、L、LL	提供する通信種類は、「データ通信モード(パケット通信)」「ショートメッセージ通信モード」となります。
接続環境	当社の専用回線等接続サービス契約約款に定める「ビジネスmoperaアクセスプレミアムXiタイプ」推奨	接続プロトコルはご用意いただいた接続環境に応じます。データ通信はご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

<第2種卸Xiサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン	卸Xi特定接続プラン	提供する通信種類は、「データ通信モード(パケット通信)」となります。
接続環境	接続条件については、当社接続約款における技術的条件集別表10 パケットデータ直取(LTE)ユーザインタフェース仕様と同等	接続プロトコルは「GTP接続(レイヤー2)」となります。ご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

・本資料に記載なき提供条件については、当社HPの「相互接続情報」の技術的条件集や相互接続ガイドブックにて公開しています。
(<http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/>)

<第3種卸Xiサービス概要>

項目	説明	備考
標準プラン *	卸タイプXi	提供する通信種類は、「通話モード」「データ通信モード」「64Kb/sデジタル通信モード」「ショートメッセージ通信モード」となります。
	卸Xiユビキタスプラン	提供する通信種類は、「データ通信モード」「ショートメッセージ通信モード」となります。
接続環境	当社の専用回線等接続サービス契約約款に定める「ビジネスmoperaアクセスプレミアム Xiタイプ」推奨、又は第2種卸Xiサービスにおける接続環境	接続プロトコルはご用意いただいた接続環境に応じます。データ通信はご用意いただいた接続点に限り通信可能です。

* 第3種卸Xiサービスにおける、卸タイプXiと卸Xiユビキタスプラン間のプラン変更は不可となります。

- MVNO様が第1種卸Xiサービスを利用する際に選択いただく標準プランは、以下の卸Xiデータプランとなります。
- MVNO様への卸Xiデータプラン提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名	割引前基本使用料(月額)	パケット控除可能額 (無料パケット数 *1*2)	割引前パケット通信料
卸XiデータプランSS	1,100円	—	0.1円/パケット
卸XiデータプランS	2,200円	5,000円 (10万パケット相当)	0.05円/パケット
卸XiデータプランM	4,500円	9,000円 (45万パケット相当)	0.02円/パケット
卸XiデータプランL	6,700円	18,000円 (120万パケット相当)	0.015円/パケット
卸XiデータプランLL	13,200円	30,000円 (250万パケット相当)	0.012円/パケット

*1 無料パケット数は割引前のパケット通信料で計算した場合となります。 *2 無料パケット数は国内でのパケット利用の場合のみ適用となります。

※ ショートメッセージ通信(国内)は3円/通となります。

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1*2	割引率		
	一般契約(契約期間条件なし)	定期利用契約(3年契約) *3*4	
基本使用料	▲25%	最低契約数1,001回線	最低契約数8,001回線
パケット通信料(国内)		▲35%	▲45%

*1 ショートメッセージ通信料(国内)についてもパケット通信料(国内)と同じ割引率の割引対象とします。

*2 国際ローミング(WORLD WING)通信料、国際ショートメッセージ通信料等の記載のない項目は上記の割引適用なし(当社のXiサービス約款に規定する料金額と同額)とします。

*3 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第1種卸Xiサービスの全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第1種卸Xi契約そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。詳細は【参考5】参照。

*4 お申し出により、最低契約数1,001回線から8,001回線への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。(最低契約数8,001回線から1,001回線への変更は不可となります。)

■ MVNO様が第2種卸Xiサービスを利用する際にご負担いただく月額利用料は、以下の通りとなります。

<月額利用料>

項目		単位	料金	内容
基本使用料 *1	卸Xi特定接続プラン *5	1契約者回線毎	97円	回線卸Xiの基本使用料
付加機能使用料 *1	課金情報機能	1契約者回線毎	13円	パケット通信料の情報を提供する機能
定額通信料 *1*2*3	GTP接続 *5	10Mb/sのもの	674,818円	当社ネットワーク接続機能の利用料
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	67,481円	
網改造料 *4	XiGTP接続利用機能	1契約毎	別に算出する実費	当社ネットワーク接続に係る装置機能の利用料
	直収パケット接続装置機能	接続装置毎	別に算出する実費	

*1 料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

*2 *1に加えて、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

*3 月次の支払いについては、*1の料金額の変更を行うまでの間は、上記の料金をお支払いいただきます。ただし、当社が別に定める支払規約に基づき、当社が定額通信料の一部の支払いを猶予すること(以下、「支払猶予制度」という)により、上記以外の料金をお支払いいただくことができます。詳細は[参考8]参照。

*4 算出方法については当社接続約款における網改造料算出方法と同様の算出式により算出します。

*5 XiGTP接続利用機能及び直収パケット接続装置機能と組み合わせて適用します。

※ *1～3は、当社接続約款料金表に定めるXi直収パケット接続機能に係る網使用料と同様の取扱いです。

10-1. 第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)の提供料金等①

- MVNO様が第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)を利用する際に選択いただく標準プランは、以下の卸タイプXiプランとなります。
- MVNO様への卸タイプXi提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名	割引前基本使用料(月額)	割引前30秒あたりの通話料 【】内はテレビ電話等のデジタル通信料
卸タイプXi	1,486円	20円 【36円】

※ データ通信料は0.6円/KBとなります。

※ ショートメッセージ通信(国内)は3円/通となります。

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1*2	割引率		
	一般契約(契約期間条件なし)	定期利用契約(3年契約) *3*4	
基本使用料	▲35%	最低契約数1,001回線	最低契約数2,001回線
通信料	▲10%	▲15%	▲30%

*1 64kb/sデータ通信料(国内・国際(WORLD CALL))、ショートメッセージ通信料(国内)についてもデータ通信料(国内)と同じ割引率の割引対象とします。

*2 国際ローミング(WORLD WING)通話・通信料、国際ショートメッセージ通信料等の記載のない項目は上記の割引適用なし(当社のXiサービス約款に規定する料金額と同額)とします。

*3 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸Xi契約(卸タイプXi)そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。詳細は【参考6】参照。

*4 お申し出により、最低契約数1,001回線から2,001回線への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。(最低契約数2,001回線から1,001回線への変更は不可となります。)

- MVNO様が第3種卸Xiサービス(卸Xiユビキタスプラン)を利用する際に選択いただく標準プランは、以下の通りとなります。
- MVNO様への卸Xiユビキタスプラン提供に当たっては、次頁に定める割引を適用いたします。

<料金プラン一覧>

プラン名	割引前基本使用料 (月額)	パケット通信料		ショートメッセージ 通信料(国内)
		国内	国際ローミング (WORLD WING)	
卸Xiユビキタスプラン	510円	0.12円/パケット	0.2円/パケット	2.1円/通

<適用割引一覧>

割引対象項目 *1	割引額		
基本使用料	定期利用契約／最低契約回線数 *2*3		
	3年／1,001回線	5年／1,001回線	5年／10,001回線
	▲200円 (割引適用後 310円)	▲300円 (割引適用後 210円)	▲330円 (割引適用後 180円)

*1 割引対象項目は基本使用料のみとなります(データ通信料、ショートメッセージ通信料につきましては割引適用なしとします)。

*2 定期利用契約の場合、契約開始1年後以降において最低契約数を下回った場合と、第3種卸Xiサービス(卸Xiユビキタスプラン)の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸Xi契約(卸Xiユビキタスプラン)そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。詳細は【参考7】参照。

*3 お申し出により、最低契約数1,001回線から10,001回線への変更又は定期利用期間3年から5年への変更を可能とします。なお、変更後割引率は、変更申出の翌月からの適用となります。
(最低契約数10,001回線から1,001回線への変更又は定期利用期間5年から3年への変更は不可となります。)

■ MVNO様が卸Xiサービスを利用する際にご負担いただく主な各種費用は、以下の通りとなります。
 ※ その他、MVNO様の利用(接続)形態によっては本資料に記載のない費用が発生する場合がございます。

<各種手続き費用一覧>

手続き種別	事務手数料(1回線・1回あたり)
新規開通	2,000円
名義変更(事業譲渡の場合等)	2,000円
MNP解約(*)	2,000円
その他手数料・工事費 立会費・接続試験費等	別に算定する実費

* 第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)のみ

<ユニバーサルサービス料>

項目	金額
ユニバーサルサービス料	当社のFOMAサービス 契約約款に準じる

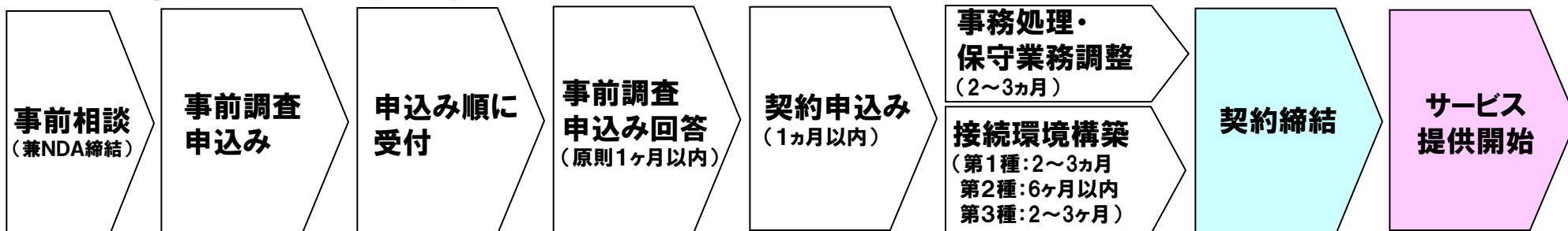
<USIMカードの貸与に係る費用>

項目	金額(1枚あたり)
USIMカードの貸与に係る費用	394円

③卸携帯電話サービスの提供開始に向けた手続きについて

■ MVNO様が卸携帯電話サービスを契約いただく際の一般的なお申込み手続き等は、以下の通りとなります。

<サービス開始までのお申込手続きイメージ> ※ MVNO様との協議状況等により手続きの順序・期間が変更する場合があります。



◆ 事前調査申込書に記載いただく主な項目(詳細は事前調査申込書にて確認してください)

- ① 卸携帯電話サービス提供申込みの概要
- ② 利用予定回線数、利用に係る予測トラフィック値
- ③ MVNO様の電気通信設備(設置場所等)
- ④ MVNOとしてのサービス提供開始を希望する時期
- ⑤ その他当社に協力を依頼する事項

※ 事前調査の申込みに当たって、MVNO様と当社は事前調査申込み以降の相互に知りえた一般に公表していない情報に係る守秘義務等卸約款に規定の事項に同意していただく必要があります。

◆ 事前調査申込回答書で当社が回答する主な項目(回答項目は以下に限りません)

- ① 卸携帯電話サービスお申込みの承諾可否
- ② 卸携帯電話サービスの提供に係る費用負担の有無
- ③ 当社の電気通信設備の設置又は改修の要否、並びにその提供可能時期及び概算費用*

* 当社の電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合は、提供可能時期及び概算費用について、事前調査申込み受付後4ヶ月以内に回答します。

<事務処理(回線開通等)について>

◆ 事務処理(回線開通等)について

- ① 卸携帯電話契約の契約期間中における個々の回線卸携帯電話開通に当たっては、事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約が必要となります。

◆ 業務支援システムについて

- ① 「業務支援システム」を利用する場合には、MVNO様は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に行うことができます。
- ② 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、そのMVNO様と、その利用に係る事務処理及び運用方法 ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

◆ USIMカードの貸与に係る請求について

- ① MVNO様は、利用者へ転貸与するために当社から卸携帯電話契約者へ貸与するUSIMカードの貸与に係る請求を当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に行うことができます。
- ② 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、そのMVNO様と、その請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

<保守運用業務等について>

◆ 保守運用業務について

- ① ネットワーク関連の保守を含む、MVNO様が提供する電気通信サービスのご利用者様(以下、「ご利用者様」という)からのアフターサポートに関する問い合わせ等の対応(1次対応)は、MVNO様の責任において行っていただく必要があります。
- ② 当社が行う、ネットワーク関連の保守を含むMVNO様からのアフターサポートに関する問い合わせ等の対応(2次対応)は、当社のFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款に基づく契約と同等レベルとしますが、具体的な保守内容・問い合わせ窓口・連絡方法・対応時間等の保守業務内容については、別途協議の上での決定となります。
- ③ 当社では上記②に関連した「有償保守サービス」を準備しております。詳細については、協議にて別途提示させていただきます。

<接続環境構築について>

- ① 接続環境を構築するにあたり、必要となる情報は以下に掲載しております。
・「ビジネスmoperaアクセスプレミアム FOMAタイプ」及び「ビジネスmoperaアクセスプレミアム Xiタイプ」に関する情報については、当社「ドコモビジネスオンライン」内の同サービスに関するページをご覧ください。なお、サービス詳細やお申込みに必要な様式・情報は協議にて別途提示させていただきます。(http://www.docomo.biz/html/service/premium_foma/)
(http://www.docomo.biz/html/service/premium_xi/)
・第2種卸FOMAサービス及び第2種卸Xiサービスの技術的条件に関する情報については、当社「相互接続情報」内の技術的条件集をご覧ください。(<http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/requirement/>)
- ② 上記以外の方法による接続環境の構築をご希望の場合、協議にてMVNO様が希望する接続構成案を説明していただきます。
- ③ MVNO様の電気通信設備の接続に当たって、当社の電気通信設備の設置又は改修が必要となる場合については、提供可能時期及び改修に係る概算額・内訳等を書面により通知し、事前調査への回答とさせていただきます。

■ MVNO様が卸携帯電話サービスをお申込みする際のその他注意事項は、以下の通りとなります。

※ その他、本資料に記載のない事項は卸約款の定めによるものとします。

<MVNO様による電気通信サービスの提供について>

- ① MVNO様は、MVNOとして電気通信サービスの提供を開始するまでに、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者としての登録または届出をしていただく必要があります。
- ② 卸携帯電話サービスは、MVNO様が自己の電気通信サービスとしてご利用者様に提供するために、当社からMVNO様に提供されるものです。
- ③ 当社の第1種、第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)及び第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)は携帯音声通信の利用が可能であるため、携帯電話不正利用防止法に基づき、MVNO様の電気通信サービスに対するご利用者様からのお申込みに当たって本人確認が必要となります。
- ④ MVNO様は、卸携帯電話サービスの利用に当たって電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにしていただく必要があります。また、当社に接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則及びその接続箇所ごとに当社が別に定める技術的条件に適合するように維持していただきます。
- ⑤ 上記のほか、MVNO様は、電気通信サービスの提供事業者として法令等に基づく対応を、自己の責任において行っていただく必要があります。

<ご利用者様対応について>

- ① 28頁に記載の保守運用業務だけでなく、MVNO様が提供するサービスの内容・料金に関するご利用者様からの問合せ、お申込みの受付、又はその他の申告等の対応について、全てMVNO様の責任において行っていただく必要があります。
- ② MVNO様は、ご利用者様の個人情報等について管理責任を負います。

<MVNO様からの卸携帯電話サービスお申込みを承諾できない場合等について >

- ① 以下に該当する場合、MVNO様への卸携帯電話サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・ 卸携帯電話サービスの提供により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
 - ・ 卸携帯電話サービスの提供により、当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると当社が判断したとき。
 - ・ 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は提供申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当する等、当社が不相当と判断したとき。
 - ・ 提供申込者が、卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第115条(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含みます。以下、第127条(承諾の限界)において同じとします)。
 - ・ 契約申込みに応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
 - ・ 第50条(守秘義務)、第52条(情報の提出)、第53条(証明書類の確認)、第63条(契約者の維持責任)から第66条(第三者への債権譲渡等)又は第129条(利用に係る契約者の義務)の規定のいずれかに違反するおそれがあるとき。
 - ・ その卸携帯電話サービスに係る利用者の利益を損なうおそれがあると当社が判断したとき。
- ② MVNO様が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合であって、卸携帯電話サービスのお申込みを承諾するときは、当社の定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により債務の履行の担保をすることが必要となります。

<MVNO様が自己の電気通信サービスを検討する際の注意事項>

- ① 当社がMVNO様に卸携帯電話サービスに対して提供する付加サービスについては、卸約款の定めに従うこととします。個々の付加サービス提供に関する詳細については、協議にて説明させていただきます。

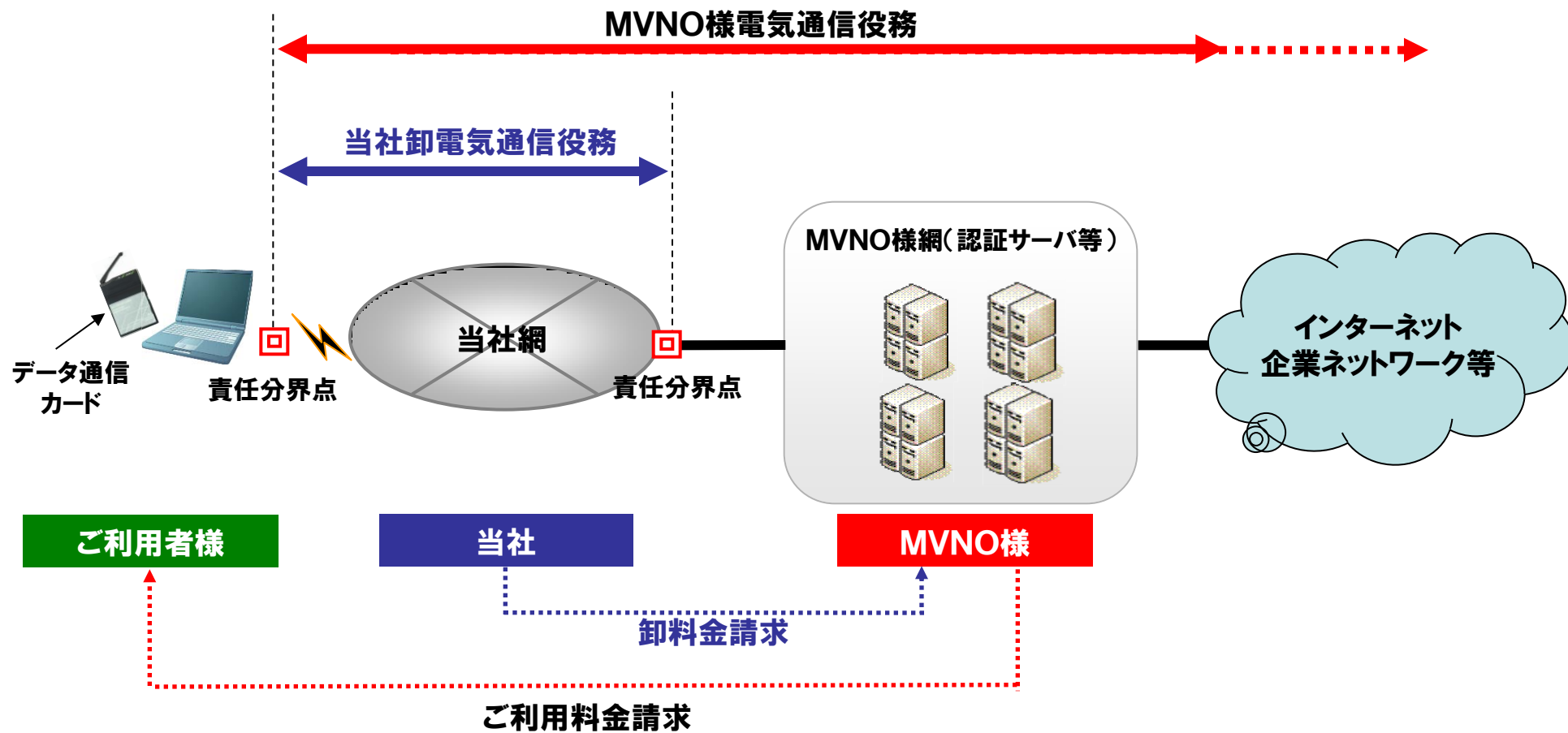
◎：必ず付加される付加サービス等 ○：回線毎に選択可能な付加サービス等

サービス種別	卸FOMAサービス				卸Xiサービス			
	第1種	第2種	第3種 (卸総合利用プラン)	第3種 (卸ユビキタスプラン)	第1種	第2種	第3種 (卸タイプXi)	第3種 (卸ユビキタスプラン)
利用 可能 サー ビス	発信者番号通知	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	番号通知お願いサービス			◎			◎	
	WORLD CALL	○		○			○	
	WORLD WING	○	○	○	○	○	○	○
	緊急通報(110、118、119)			◎			◎	
	電話番号案内(104)			◎			◎	
	時報サービス			◎			◎	
電報サービス			◎			◎		
付 加 機 能	迷惑電話ストップサービス	◎		◎			◎	
	国際ローミング機能	○	○	○	○	○	○	○
	課金情報機能		○			○		
	キャッチホンサービス			○			○	
	転送でんわサービス			○			○	
	留守番電話サービス			○			○	

- ② 卸携帯電話サービスの利用に際して、通信が著しく輻輳した場合等においては、卸約款第100条・第102条に基づき、当社ネットワークにてその利用を制限することがあります。

■ 当社の卸携帯電話サービスは卸電気通信役務でのご提供となるため、当社がMVNO様に提供する電気通信役務を、MVNO様が自前の電気通信役務と併せてご利用者様に対し再販する方法となります。

＜卸携帯電話サービスにおけるMVNO様と当社の責任分界点のイメージ＞



MVNO様が端末販売・保守からバックボーン運用、各種コンテンツ等までをワンストップサービスとしてご提供

- 第1種卸FOMAサービスの定期利用契約(3年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は8,001回線とする)を下回った場合と、第1種卸FOMAサービスの全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第1種卸FOMA契約そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は8,001回線とする)を下回ることがあった場合	3年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法 *1*2	第1種卸FOMAサービスの全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>最低契約数を下回った当該期間(1年単位)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>	第1種卸FOMAサービスの全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>定期利用(3年契約)の開始日から解約日までの期間(*3)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>

*1 国際電話サービス(国際64kb/sデータ通信料)については、割引率▲35%で再計算した請求額との差分となります。

*2 当初適用された割引条件における請求時に未利用となった無料通信分は、解約金算定における料金再計算時にも遡及適用しません。

*3 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

- 第3種卸FOMAサービス「卸FOMA総合利用プラン」の定期利用契約(3年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は2,001回線とする)を下回った場合と、第3種卸FOMAサービス「卸FOMA総合利用プラン」の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸FOMA契約「卸FOMA総合利用プラン」そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は2,001回線とする)を下回ることがあった場合	3年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法 *1	第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、最低契約数を下回った当該期間(1年単位)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分	第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、定期利用(3年契約)の開始日から解約日までの期間(*2)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分

*1 当初適用された割引条件における請求時に未利用となった無料通信分は、解約金算定における料金再計算時にも遡及適用しません。

*2 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

- 第3種卸FOMAサービス「卸FOMAユビキタスプラン」の定期利用契約(3年又は5年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は10,001回線とする)を下回った場合と、第3種卸FOMAサービス「卸FOMAユビキタスプラン」の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸FOMA契約「卸FOMAユビキタスプラン」そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は10,001回線とする)を下回ることがあった場合	3年間又は5年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法	第3種卸FOMAサービス(卸FOMAユビキタスプラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>最低契約数を下回った当該期間(1年単位)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>	第3種卸FOMAサービス(卸FOMAユビキタスプラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>定期利用の開始日から解約日までの期間(*)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>

* 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

- 第1種卸Xiサービスの定期利用契約(3年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は8,001回線とする)を下回った場合と、第1種卸Xiサービスの全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第1種卸Xi契約そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は8,001回線とする)を下回る ことがあった場合	3年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法 *1	第1種卸Xiサービスの全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>最低契約数を下回った当該期間(1年単位)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>	第1種卸Xiサービスの全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>定期利用(3年契約)の開始日から解約日までの期間(*2)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>

*1 当初適用された割引条件における請求時に未利用となった無料通信分は、解約金算定における料金再計算時にも遡及適用しません。

*2 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

- 第3種卸Xiサービス「卸タイプXi」の定期利用契約(3年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は2,001回線とする)を下回った場合と、第3種卸Xiサービス「卸タイプXi」の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸Xi契約「卸タイプXi」そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は2,001回線とする)を下回る ことがあった場合	3年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法 *1	第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>最低契約数を下回った当該期間(1年単位)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>	第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>定期利用(3年契約)の開始日から解約日までの期間(*2)の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分</u>

*1 当初適用された割引条件における請求時に未利用となった無料通信分は、解約金算定における料金再計算時にも遡及適用しません。

*2 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

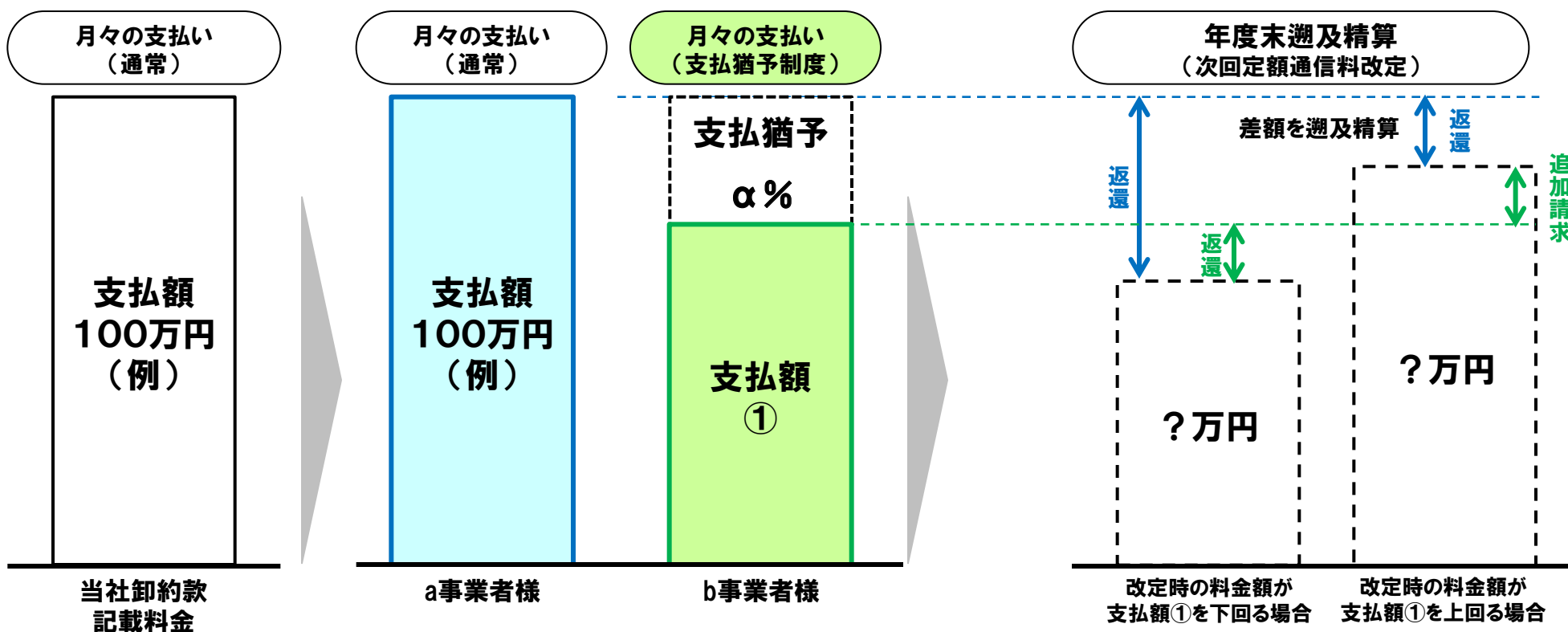
- 第3種卸Xiサービス「卸Xiユビキタスプラン」の定期利用契約(3年又は5年契約)の場合、契約開始1年後以降において最低契約数(1,001回線又は10,001回線とする)を下回った場合と、第3種卸Xiサービス「卸Xiユビキタスプラン」の全契約者回線解約(完全な事業撤退の場合等による第3種卸Xi契約「卸Xiユビキタスプラン」そのものの廃止等)の2パターンで解約金の設定があります。
- 解約金の水準は基本的に一般契約との請求額差分とし、回線数未達の場合は当該年度分のみ、全回線解約の場合はサービス提供開始時点に遡って全契約期間分を請求致します。

	最低契約数を下回った場合	全回線を中途解約の場合
判定基準	契約開始1年後以降において、最低契約数(1,001回線又は10,001回線とする)を下回る ことがあった場合	3年間又は5年間の契約期間内に全ての回線を廃止した場合
解約金の算定方法	第3種卸Xiサービス(卸Xiユビキタスプラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>最低契約数を下回った当該期間(1年単位)</u> の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分	第3種卸Xiサービス(卸Xiユビキタスプラン)の全契約者回線(解約金算定時に解約済みの回線を含む)について、 <u>定期利用の開始日から解約日までの期間(*)</u> の割引水準が契約期間条件なしの提供水準だったものとして再計算した請求額との差分

* 当該定期利用において、最低契約数を下回った場合の解約金適用があった場合は、その解約金算定対象となった期間を除きます。

- MVNO様の月々の支払額について、その一部を次回の定額通信料改定時まで支払猶予することにより、キャッシュフローの負担軽減を図る制度です。*1 *2
- 支払猶予率*3は、当社にて定める所定の率と致します。
- 本制度の利用の有無に限らず、当該年度末の次回定額通信料改定時に差額を遡及精算(返還または追加請求)致します。
- 本制度の利用に当たっては、当社HPに記載の支払規約に基づく契約を締結頂く必要があります。

*1 今後の状況により本制度を取り止める場合があります。
 *2 MVNO様の支払状況/財務状況等により、お受けすることができない場合があります。
 *3 支払猶予率とは、通常の支払額に対する支払猶予額の割合を指します。



【MVNOに関する代表窓口(本資料に関する問合せ先)】
株式会社NTTドコモ 企画調整室
m v n o @ n t t d o c o m o . c o m